

## 「パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方」

コメントの概要	コメントに対する考え方
DCF法・1年・3年基準	
<p>〔 .償却・引当に関する検査の目的〕            今回の改定は、特定の債務者に係る方法を定めただけで、かつ、完成度が低いため、注記を削除することは時期尚早である。(個人)</p>	<p>今回、DCF法を選択肢として書き加えたことから、注記を削除したものである。なお、注記を削除しても、今後、必要に応じ、所要の見直しを行うこととする。</p>
<p>〔1-(1)- 〕            割引率(約定利子率)が一定の信用コストを織り込んでいる場合には、キャッシュ・フローの見積もりに対して実施している「必要な調整」における予想損失率やデフォルト率等から、当該割引率に織り込まれている信用コストに見合った予想損失率またはデフォルト率等相当分を控除する方法も考えられる旨明記すべき。(全国銀行協会)            掲題案においては、「想定されるキャッシュ・フローの期待値」を「約定金利」で割り引いているが、これはリスクファクターを二重に考慮している不具合がある。「約定キャッシュ・フロー」を約定金利で割り引く、又はキャッシュ・フローの期待値を「リスクフリー・レート」で割り引くのいずれかが正当な方法である。(個人)</p>	<p>DCF法は債権の減損額を算定することを目的としているため、明確な反証がない限り将来キャッシュ・フローに不確実性を反映させることとしており、割引率は当初約定利子率としている。しかしながら、これはリスクファクターを二重に考慮しなければならないと規定しているのではなく、お示しのように、割引率に一定の信用コストを織り込んでいる場合には、将来キャッシュ・フローの「必要な調整」において、この点を考慮すること自体を排除しているものではない。但し、この場合であっても、減損額を算定する目的に照らし合理的かつ客観的な証拠に基づく手法であることが必要である。            「約定キャッシュ・フロー」を約定金利で割り引く方法もあり得るが、その際は将来キャッシュ・フローに「必要な調整」を行わないことにつき明確な反証が必要である。なお、キャッシュ・フローの期待値を「リスクフリー・レート」で割り引く方法は、債務者の信用悪化に伴う債権の減損額を算定することが目的の現行会計基準等では採用されていない。</p>
<p>〔1-(1)- 〕            雑誌にDCFの割引率の考え方がのってましたが、現在価値の算出方法の記事について、リスク率は現時点での数値であり、それを2年目以降の数値に2乗して割るのはあまりにも過小評価する結果にならないでしょうか。(個人)</p>	<p>「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」(平成15年2月24日日本公認会計士協会)の本文及び設例を参照していただければ、DCF法の考え方が理解できるものと考えられる。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>〔 1 - ( 1 ) - 〕</p> <p>会計基準としては、当初約定金利で割り引くという経済的根拠のない方法を改め、調達金利で割り引くというあるべきものに訂正すべきであると思います。(個人)</p> <p>割引現在価値の算出方法としては、「約定キャッシュ・フロー」を「当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」で割り引く方法(割引率修正法)を基本とすることが、論理的であり、現行の貸出条件緩和債権の認定基準と整合する。(個人)</p>	<p>当初約定金利で割り引く方法は、現行会計ルール(4号報告や金融商品会計基準)に則ったものであると考える。会計上のDCF法(キャッシュ・フロー見積法)は、債権を時価で評価し直すために行われるのではなく、あくまでも債権の取得価額のうち当初の見積キャッシュ・フローからの減損額を算定することを目的としている(金融商品会計実務指針299)。</p>
<p>〔 1 - ( 1 ) - 〕</p> <p>今回の改定案では、要管理先に対するDCF法引当は一般貸倒引当金の扱いとなっているが、個別に見積もって引当額を算定しているため個別貸倒引当金として計上すべきとの意見もある。債務者区分をベースとした現行の考え方との間で、今後、整理が必要な点と考える。(全国銀行協会)</p> <p>要管理先の大口先について、債権単位毎にDCF法を適用している場合であっても、一般貸倒引当金とするとの理解でよいか。(例えば、金融庁提出資料にも、貸倒引当金について、一般貸倒引当金・個別貸倒引当金・特定海外債権引当勘定毎の内訳を求められる場合があるが、一般貸倒引当金として報告してもよいのか)(生命保険協会)</p>	<p>要管理先債権については、DCF法による個別的引当や過去の貸倒実績率等に基づく包括的引当が適用されることとなるが、信用リスクが同程度の要管理先債権に対する引当において、その手法によって異なる引当区分となることは適当でないことから、現状、要管理先に対する引当は、DCF法による引当を含め、一般貸倒引当金として取り扱うこととしている。</p>
<p>〔 1 - ( 1 ) - 〕</p> <p>「通常」の表現が抽象的であるが誤解や恣意性を排除するために具体的に明記を行うべき。例えば、「かつて要管理先等の大口債務者でDCF法等を適用したため翌期以降にその他要注意先に上位遷移した後もDCF法等を継続適用している先以外については、妥当なものと認められる」と明記すべき。(全国銀行協会)</p>	<p>貴見を踏まえ、下記のとおり追記した。</p> <p>「通常、妥当なものと認められる(下記口及び八を参照)。」</p>
<p>〔 1 - ( 1 ) - 〕</p> <p>一般的には、要管理先のうち三カ月以上延滞</p>	<p>日本公認会計士協会の実務指針等において、</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>先についてはDCF法等の適用は困難であるため、公認会計士協会の公開草案と同様に「貸出条件緩和先債権」に限定するか主な想定対象である旨を明記すべき。(全国銀行協会)</p>	<p>三カ月以上延滞債権についてDCF法の適用を排除しているものではないことから、「貸出条件緩和先債権」に限定することは適当ではないと考える。なお、検査マニュアルにおいては、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難なため、やむを得ずDCF法を適用できなかった債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが望ましいとしている。</p>
<p>〔1-(1)- 〕 DCF法に基づく貸倒引当金を中小零細企業には適用しない旨を検査マニュアルの本文中で明記していただきたい。(全国信用金庫協会) DCF法に基づく引当を行っている債務者であっても、サブ取引行における与信額が100億円未満である場合は、サブ取引行においてDCF法を適用しないことを明記していただきたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>検査マニュアルにおいては、与信額が100億円以上の大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい旨明記しているところ。</p>
<p>〔1-(1)- 〕 DCF法は債権単位での適用を「原則である」としているが、コーポレート・ファイナンスが中心の我が国の実態から判断し、「望ましい」とすべきである。(全国地方銀行協会) 「債務者単位で適用している場合であっても、合理性があると判断」とは、どのような場合を想定しているのか、具体的な事例を明示していただきたい。(第二地方銀行協会)</p>	<p>債権の元本の回収及び利息の受取に係る将来の予想キャッシュ・フローは、通常、債権の特性により債権ごとに異なると考えられることから、個別債権ごとに適切な貸倒引当金額を決定するため、DCF法は債権単位での適用を原則としているところであるが、コーポレート・ファイナンスが中心の我が国の実態を勘案し、債務者単位での適用も妥当なものとしているところである。債務者単位での適用が合理的かどうかについては、各金融機関自身が実態に応じて適切に判断すべきものであると考える。</p>
<p>〔1-(1)- 〕 「当面」という表現となっているが、今後、大口債務者の範囲の拡大(与信額の引き下げ)を図る場合には、十分慎重に判断していただきたい。(第二地方銀行協会)</p>	<p>現時点では、大口債務者の範囲について見直しを行うことは予定していない。なお、仮に今後、見直しを行うことがあるとしても、その際には、経済の動向、貸出実態等を十分に</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
	踏まえて検討する必要があると考える。
<p>〔 1 - ( 1 ) - 〕</p> <p>中小零細企業の業績は、経済動向等の外的要因によって影響を受けやすく、将来キャッシュ・フローの予測額も年度毎に大きく変動するものと思われることから、予測額と実績の乖離の検証においても大企業と比較してバッファを設けることが出来るようにしていただきたい。また、中小零細企業特有の経営者との一体性を勘案できる旨を明記していただきたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>検査マニュアルにおいては、与信額が100億円以上の大口債務者については、DCF法を適用することが望ましいとしているところであり、基本的に中小零細企業にDCF法を適用することは想定していない。</p>
<p>〔 1 - ( 1 ) - 〕</p> <p>延滞先や経営改善計画が存在しないような債務者の場合、「個別に残存期間を算定する」方法にはどのようなものがあるかを例示されたい。(全国銀行協会)</p> <p>個別に残存期間を算定する方法とは、具体的にはどのような手法か。また、方法等の「等」とは、どのような手法が考えられるのか。(第二地方銀行協会)</p> <p>「個別に残存期間を算定する方法」とはどのような方法なのか明記していただきたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり追記した。</p> <p>(口.要管理先の大口債務者に係る貸倒引当金の算定方法)</p> <p>「なお、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難なため、やむを得ずDCF法を適用できなかった債務者に対する債権については、<u>個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが望ましい。</u>」</p> <p>(口.要管理先の大口債務者に係る貸倒引当金の算定方法の検証)</p> <p>「DCF法を適用できなかった場合の個別な残存期間の算定に当たっては、契約上の貸出期間から実態の貸出期間への調整を合理的な方法に基づいて行っているかを検証する。」</p> <p>(備考欄に追記)</p> <p>「(注)残存期間の算定方法の考え方については、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討(平成15年2月24日日本公認会計士協会)を参照。」</p>
<p>〔 1 - ( 1 ) - 〕</p> <p>今後、DCFの具体的手法、特に、見積もり期間中や残債に係るキャッシュ・フローに対</p>	<p>検査におけるDCF法の検証に当たっては、当該設例に拘束されるものではなく、将来キャ</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>する不確実性の反映方法については、銀行ごとに信用リスク管理の状況（信用リスク関連データの保有状況、債務者管理方法等）が異なる中、それぞれの銀行が最も合理的と思われる手法を開発することが望ましいと考える。同時に公表された日本公認会計士協会の「監査上の留意事項」公開草案においても、設例の注意事項の中で「銀行等金融機関はそれぞれの実態にあったモデルを開発する必要がある」としてあり、上記の考え方と同趣旨であるものと理解している。今後、実際のDCF引当に対する検査が実施される場合は、各銀行の手法の合理性が個々に検証されるべきであり、例えば同協会が示している設例のような特定の手法が一律に適用されないよう要望するもの。（全国銀行協会）</p>	<p>ツッシュ・フローの見積りにおいて、不確実性を反映させるため、必要な調整を合理的かつ客観的な証拠に基づき行っているかどうかを個々に検証していきたいと考えている。</p>
<p>〔1 - (1) - 〕</p> <p>日本公認会計士協会の公開草案では、見積りの調整について、「信頼できる外部機関の公表数値の活用もあり得る」とされていることから、同様の記載とすべきである。（第二地方銀行協会）</p> <p>キャッシュ・フローへの不確実性の反映方法については、一律の掛け目を乗じる手法以外に、債務者ごとの不確実性を個々に判断し、個別にキャッシュ・フローを減額する等の方法も含まれるべきであると考え。したがって、以下のように改めるべき。「さらに、将来キャッシュ・フローについては、内部で蓄積している信用格付別貸倒実績率・倒産確率・格付遷移分析等の情報を利用する手法、その他の適切な手法により見積もられているかを検証する。」（全国銀行協会）</p>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり修正した。</p> <p>（（口）将来キャッシュ・フローの見積りの検証）</p> <p>（修正前）</p> <p>「さらに、将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、<u>原則として、内部で蓄積している信用格付別貸倒実績率・倒産確率・格付遷移分析等の情報</u>を利用しているかを検討する。」</p> <p>（修正後）</p> <p>「さらに、将来キャッシュ・フローの見積りに関しては、<u>不確実性を反映させるため必要な調整を合理的かつ客観的な証拠に基づき行っているかを検証する。この場合において、「必要な調整」には、例えば、内部で蓄積している信用格付別貸倒実績率・倒産確率・格付遷移分析等の情報を利用して調整する場合を含む。</u>」</p>
<p>〔1 - (1) - 〕</p> <p>DCF法は債権あるいは債務者毎の所要引当金を個別に見積もる方式である一方、貸倒実績率、倒産確率に基づく予想損失額を用いる方法はプール債権を対象とした引当方法であ</p>	<p>基本的には、お示しのような考え方でよいと考える。</p> <p>なお、合理的にグルーピングを行った上で、グループ毎に引当金合計額で比較を行うこと</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>る。したがって、DCF法による引当金額を貸倒実績率や倒産確率による引当金額と比較する場合は、個別債務者あるいは個別債権毎に比較するのではなく、プール債権全体を対象にした引当総額で比較を行うべきであると考えるが、そういった理解でよいか。(全国銀行協会)</p>	<p>も妥当な方法と考えられる。</p>
<p>〔1-(1)- 〕 DCF法をベストプラクティスとする以上、DCF法を適用しその手法による引当金算定過程の合理性が検証できていれば、引当金として必要十分とみなすべきである。(全国地方銀行協会)</p>	<p>金融機関は、自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要があり、算定過程の合理性だけでなく引当金の総額の十分性や合理性について検証する必要があるものとする。</p>
<p>〔1-(1)- 〕 今回、同時に公表された日本公認会計士協会の「監査上の留意事項」公開草案では、DCF法の対象は「貸出条件緩和先」および「破綻懸念先」とされているのに対し、改定案では「其他要注意先」の一部に対して「DCF法(中略)を適用することが望ましい」とされているなど、会計士協会が想定している対象先以外への適用が言及されている。こうした対象先の考え方の相違についての考え方をお示しいただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>日本公認会計士協会のガイドライン上、その他要注意先へのDCF法の適用は排除されていないほか、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」(平成15年2月24日日本公認会計士協会)においても「例えば、要管理先又は破綻懸念先から上位遷移したばかりの債務者に対する債権等、要管理先債権と実質的に近似する信用リスクを持つものは、その信用リスクの程度に応じた引当方法によることが望ましい。」とされているところであり、検査マニュアルと不整合はないものとする。</p>
<p>〔1-(1)- 〕 「八」の適用時期を明確化いただきたい。本項は、15年3月期以降の適用であり、具体的には、15年3月期に要管理先又は破綻懸念先としてDCF法対象となった債務者が、15年9月期に其他要注意先へ上位遷移した時点から、適用されるという理解でよいか。(全国銀行協会)</p>	<p>基本的には、お示しのような考え方でよいと考える。 ただし、各金融機関の判断により、15年3月期以前に要管理先又は破綻懸念先から其他要注意先に上位遷移し、15年3月期において経営改善計画等の期間内である債務者については、支援の既成事実を踏まえ信用リスクを貸倒引当金に慎重に反映させるため、15年3月期決算において本基準を適用することとしても、「八」はベスト・プラクティス規定であることから差し支えない。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>〔 1 - ( 1 ) - 〕</p> <p>「上位遷移した場合」とは、検査マニュアル改訂前に上位遷移した場合も含むのか。また、「要管理先に対する引当手法」とは「個別残存期間を算定する方法」に限らず、現行の要管理先に対する引当方法（適用予想損失率等）をも指すと理解してよいか。（第二地方銀行協会）</p> <p>「要管理先に対する引当手法」とは、具体的に何を指しているのか明確化いただきたい。</p> <p>「要管理先に対する引当手法」とは、金融検査マニュアル中の「平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積もる」ことを指しており、「個別的な残存期間を算定する方法」は含まないという理解でよいか。（全国銀行協会）</p>	<p>「上位遷移した場合」については上記参照。また、貴見を踏まえ、以下のとおり修正した。</p> <p>（修正前）</p> <p>「DCF法又は要管理先に対する引当手法を適用することが望ましい。」</p> <p>（修正後）</p> <p>「DCF法又は上記イに掲げる要管理先に対する債権に係る貸倒引当金の算定方法（平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見積もる方法）を適用することが望ましい。」</p>
<p>〔 1 - ( 1 ) - 〕</p> <p>債務者区分の判断について妥当性が認められるならば、その債務者区分に応じた引当手法を原則とすべきである。（全国地方銀行協会）</p>	<p>検査マニュアルにおいて、上位遷移先には要管理先の引当が望ましいとしているのは、支援計画の期間内であれば、支援の既成事実を踏まえ、信用リスクを貸倒引当金に慎重に反映させることが望ましいとの考え方によるものである。具体的には、例えば、前期以前に要管理先又は破綻懸念先としてDCF法により貸倒引当金を算定していた大口債務者においては、上位遷移後も引き続き銀行による再建計画の進捗管理は継続している場合もあり、キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる状況に変化がないのであれば、DCF法による貸出引当金の算定は可能と考えられる。</p>
<p>〔 1 - ( 1 ) - 〕</p> <p>「経営改善計画等の期間内は、DCF法又は要管理先に対する引当手法を適用することが望ましい」とあるが、中小零細企業では経営改善計画等が必ずしも作成されていない。当該債務者についてはどのように対応すべきか。明記していただきたい。（全国信用金庫協会）</p>	<p>検査マニュアルにおいては、与信額が100億円以上の大口債務者については、DCF法又は要管理先に対する引当手法を適用することが望ましいとしている。ここで検査マニュアルは再建計画が策定されている場合を想定しているが、再建計画が策定されていない場合においても、各金融機関で所定の手続を経</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>た金融支援計画や貸出条件変更契約等があれば算定上の参考になるものと考えられる。</p>
<p>〔 1 - ( 1 ) - 〕</p> <p>DCF法を適用した場合に引当額の増加しない先に対する引当の妥当性については、金額の増減・多寡のみならず信用リスク管理態勢の妥当性の観点から総合的かつ慎重に判断する必要がある。この点について、当局検査の透明性・客観性を確保する観点からも、DCF法が恣意性介入の可能性が高い方法であることを踏まえたとうえでの議論を期待したい。また、適切な引当を実施するため、DCF法に対する理解を深める検査官向けの研修の充実を図り、従来にも増して被検査金融機関担当会計士との議論を深めていただきたい。(個人)</p>	<p>検査におけるDCF法の検証に際し、検査官に対する研修の充実や被検査金融機関の監査人との十分な議論などにより、適切な検査の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>〔 1 - ( 2 ) - 〕</p> <p>破綻懸念先債権に係る引当については「今後の一定期間における予想損失額」を見積もる、とあるが、個別引当金は、債権の帳簿価額と回収可能額の差額であるから、「現時点での取立不能見込額」であって、「将来の損失」ではない。(個人)</p>	<p>個別貸倒引当金は「将来の損失」であって、企業会計原則注解 18 の要件を満たすと同時に、「取立不能見込額」に該当するものと考えられる。</p>
<p>〔 1 - ( 2 ) - 〕</p> <p>「イ」の「合理的に見積もられたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法」や「(ト)」の「キャッシュ・フローによる回収額等の検証」について、これらはキャッシュ・フローを見積り回収可能額を計算する手法に係る記載であるが、今回新たに導入されるDCF法とは異なる方法と整理したうえで記載される(残される)という理解でよいか。上記の場合、今回新たに導入されるDCF法は要管理先・破綻懸念先ともに適用可能となるが、「合理的に見積もられたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法」の要管理先への適用は認められないのか。(生命保険協会)</p>	<p>従来からの「償却・引当結果の適切性の検証」イ.(ト)の基準は、割引計算を要求していない簡便な方法であり、今回の改訂で割引計算を原則としているDCF法と並存することとなったもの。当該イ.(ト)の基準の要管理先に対する適用は想定していない。</p> <p>なお、貴見等を踏まえ、破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金の第一パラグラフの後に移動することとし、次のとおり修文した。</p> <p>(償却・引当基準の適切性の検証)</p> <p>(修正前)</p> <p>「<u>なお、キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい。</u>」</p> <p>(修正後)</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>「なお、大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい。」</p> <p>また、「破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定方法の例」に、八．として次のとおり追記した。</p> <p>(償却・引当基準の適切性の検証)</p> <p>「八．DCF法」</p> <p>(償却・引当結果の適切性の検証)</p> <p>「<u>八．DCF法に基づき貸倒引当金を計上する場合</u></p> <p><u>要注意先に対する債権のうちDCF法に基づき貸倒引当金を計上する方法(上記(1)ロ.(イ)~(二))に準じて算定しているかを検証する。</u></p> <p><u>ただし、キャッシュ・フローの見込期間については、原則として、経営改善計画等に基づきキャッシュ・フローを合理的に見積ることが可能な場合には5年程度、それ以外の場合は3年程度としているかを検証する。」</u></p>
<p>[ 1 - ( 2 ) - ]</p> <p>今回の改定案で、「大口(与信額100億円以上)破綻懸念先債務者に対するDCF法適用」が新たに規定として加えられたことに伴い、従来から規定されている「(ト)キャッシュ・フローによる回収可能額等の検証」の部分は与信額100億円未満の破綻懸念先に対して適用されるという理解でよいか。(全国銀行協会)</p>	<p>検査マニュアルの解釈としては、基本的にそのような理解でよいものとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>本人確認</p> <p>〔全体〕</p> <p>顧客管理に係る体制の整備状況の検証について、金融機関の規模や特性を踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らぬよう留意していただきたい。（全国地方銀行協会）</p>	<p>金融機関は、規模の大小を問わず、金融機関自らがテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止するための措置を講ずる必要があるが、体制の整備については、金融機関の規模や特性に応じて合理性、実効性のあるものであれば良いと考える。</p> <p>検査に当たっては、こうした観点から機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮することとしている。なお、検査マニュアルの機械的・画一的な適用の防止については、これまで検査立入前、立入中、立入後において重層的に諸施策を講じてきたところである。</p>
<p>〔法令等遵守態勢 - 、事務リスク管理態勢 - - 2〕</p> <p>「顧客管理」が指す内容について、正確性を期す観点から、「テロ資金供与やマネー・ローンダリング防止のための、顧客の本人確認実施や疑わしい取引の届出等を行う」ことと、具体的な内容に書替えていただきたい。（全国銀行協会）</p> <p>「顧客管理」とはどのようなものを指すのか。また、「統括部門」とはどのような組織のあり方を指すのか。明記していただきたい。（全国信用金庫協会）</p> <p>備考欄に「顧客管理体制」の定義を明記いただきたい。例)「顧客管理体制」とは、テロ資金供与やマネー・ローンダリング防止等を目的とし、顧客の本人確認に関する社内体制をいう。また、「顧客管理に関する統括部門」についても同様に備考欄に定義を明記いただきたい。例)「顧客管理に関する統括部門」とは、顧客の本人確認に関する対応を統括する部門をいう。（生命保険協会）</p> <p>「顧客管理」という記述を「本人確認」に変更していただきたい。その修正が行われない場合は「顧客管理体制」、「顧客管理に関する</p>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり備考欄に追記した。</p> <p>「(注)「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。」</p> <p>なお、「顧客管理体制」、「顧客管理に関する統括部門」とは、上記の顧客管理を行う体制、統括する部門をいう。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>統括部門」及び「本部の統括部門」について、それぞれの定義を明確にしていきたい。 (日本損害保険協会)</p>	
<p>〔法令等遵守態勢 - 、事務リスク管理態勢 - - 2 〕</p> <p>疑わしい取引の届出がなされていない取引すべてについて事後的な検証を行うことは困難であるため、「営業店より疑わしい取引として報告のあった取引に関し」、「事後的に疑いのある情報に接した場合、過去に遡って」等、検証の趣旨を具体的に示していきたい。 (全国銀行協会)</p> <p>「(また、届出漏れがないか事後的に検証しているか。)」を、「(また、届出漏れのないよう、適切な体制がとられているか。)」としていただきたい。(生命保険協会)</p> <p>「(また、届出漏れがないか事後的に検証しているか。)」とあるのを、「(また、届出漏れがないように適切な社内体制を確立しているか。)」にしていきたい。(日本損害保険協会)</p>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり修正した。 (修正前) 「届出漏れがないか事後的に検証しているか。」 (修正後) 「<u>届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。</u>」</p> <p>検証の趣旨は、本人確認法による本人確認のように履行に明確な要件が定められている場合と異なり、疑わしい取引の届出の「疑わしい」という要件が一義的ではないため、届出漏れが起こる余地が大きく、過去に遡って事後的な検証を行わなければならない場合があることなどから記述している。</p> <p>例えば、貴見の場合のほか、届出のための体制を構築しても、現実の運用においてルーズに運用している場合や、大きな事件が起きた場合などが考えられる。</p>
<p>〔法令等遵守態勢 - 、事務リスク管理態勢 - - 2 〕</p> <p>「テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係わる疑いのある取引に関する情報」の届出とは、組織的犯罪処罰法54条に基づく届出であるとの理解でよいか。(生命保険協会)</p>	<p>「テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係わる疑いのある取引に関する情報」の届出には、組織的犯罪処罰法54条に基づく届出のほか、行政庁へのテロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係わる疑いのある取引に関する報告(外為法55条の8の報告)も含むものである。</p>
<p>〔法令等遵守態勢 - 、事務リスク管理態勢 - - 2 〕</p> <p>内部監査について「定期的に」を削除していただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>テロ資金供与の防止やマネー・ローンダリング対策が国際的にも喫緊の課題となってお</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>内部監査の実施にかかる記載については、削除いただきたい。(生命保険協会)</p>	<p>り、また、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止するための管理体制を整備していくことは、益々重要となっている。</p> <p>従って、平成15年1月から施行された本人確認法の趣旨に鑑み、早急にそれらに対応した顧客管理体制の整備を促進する観点から、顧客管理体制について定期的に内部監査を実施することは有効であるものであり、削除することは適当でないと考える。</p>
<p>〔法令等遵守態勢 - 、事務リスク管理態勢 - 2〕</p> <p>財務省で「外国為替検査マニュアル」を制定(15.1.6付、財国第2号)したことから、金融庁の検査マニュアルから外国為替に関する記述を削除する(チェック項目等は外国為替検査マニュアルに委ねる。)か、表現等の整合性をとっていただきたい。</p> <p>例えば「 .2.(7) 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。」というチェック項目に関しては、「外国為替検査マニュアル」では、本人確認義務等の履行に責任を有する「本人確認等責任者」を定めることが要請されている。(全国銀行協会)</p>	<p>金融検査は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために行うものであり、検査マニュアルに金融機関の業務である外国為替に関する記述があったとしても問題ないものとする。</p> <p>また、外国為替検査マニュアルは、主として外為業務に係る検査のチェック項目として作成されているが、金融検査マニュアルは、それらを含む金融機関の業務全般についての顧客管理の観点から作成しているものであり、所管省庁と所要の調整は行っているが、表現等において必ずしも一致しない場合がある。</p>
<p>〔法令等遵守態勢 - 、事務リスク管理態勢 - 〕</p> <p>表現等について、以下のように整合性をとって頂きたい。(全国銀行協会)</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「 .5.2.11 本人確認等」を「 .5.2.11 本人確認」に修正し、「外為法17条」を削除し、「(本人確認法3条、外為法18条、22条の2、22条の3)」とする(外貨両替業務が本人確認の対象業務であることを明確にするため)</li> <li>・「 .5.3(1)」は「確認義務(外為法17条)」とする(外為法18条、22条の2は削除)</li> <li>・「 .5.3(2)」を「本人確認」として新設し、</li> </ul>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり修正した。</p> <p>(法令等遵守態勢 .2.「銀行経営」に関する法規制(主なもの))</p> <p>(修正前)</p> <p>「11.本人確認等(本人確認法3条、外為法17条、18条、22条の2)</p> <p>12.本人確認記録の作成、保存(本人確認法4条、外為法18条の3、22条の2)」</p> <p>(修正後)</p> <p>「11.本人確認等(本人確認法3条、外為法17条、18条、22条の2、<u>22条の3第2項</u>)</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「本人確認（外為法 18 条、22 条の 2、22 条の 3）」とする。</p> <p>・上記新設に伴い、以下の項番を繰り下げる（「 . 5 . 3 (3)本人確認記録の作成、保存」、 「 . 5 . 3 (4)事後報告」）。</p>	<p>12. 本人確認記録の作成、保存（本人確認法 4 条、外為法 18 条の 3、22 条の 2、<u>22 条の 3 第 2 項</u>）」</p> <p>なお、外為法 17 条（銀行等の確認義務等）については、「銀行経営」に関する法規制（主なもの）であり、削除することは適当でないと考える。</p> <p>（法令等遵守態勢 . 5 . 「付随業務」に関する法規制（主なもの））</p> <p>（修正前）  「(1)確認義務（外為法 17 条、外為法 18 条、22 条の 2）  (2) 本人確認（外為法 18 条、22 条の 2）  (3) 事後報告（外為法 6 章の 2）」</p> <p>（修正後）  「(1)確認義務（外為法 17 条）  <u>(2)本人確認（外為法 18 条、22 条の 2、22 条の 3 第 2 項）</u>  <u>(3)本人確認記録の作成、保存（外為法 18 条の 3、22 条の 2、22 条の 3 第 2 項）</u>  <u>(4)事後報告（外為法 6 章の 2）」</u></p> <p>（事務リスク . 事務取扱等）</p> <p>（修正前）  「 テロ資金供与・マネー・ローンダリング関連  イ.本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の保存等（本人確認法 3 条、4 条、5 条、外為法 18 条、18 条の 3、22 条の 2）」</p> <p>（修正後）  「 テロ資金供与・マネー・ローンダリング関連  イ.本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の保存等（本人確認法 3 条、4 条、5 条、外為法 <u>17 条、18 条、18 条の 3、22 条の 2、22 条の 3 第 2 項</u>）」</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>〔法令等遵守態勢 - 、事務リスク管理態勢 - - 2〕</p> <p>(4) に「顧客管理の方法等に関するマニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。」とあるのを、「本人確認の方法等に関するマニュアルを各職員に配布する、定期的に研修を実施する、その他の方法により、職員等に対し周知徹底を図っているか。」と変更していただきたい(「紙ベースでのマニュアル」や「集合研修の実施」というニュアンスが読み取れ、方法を限定しないため)。(日本損害保険協会)</p>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり修正した。</p> <p>(法令等遵守態勢 . 2. 「コンプライアンス環境」のチェック)</p> <p>(修正前)</p> <p>「顧客管理の方法等に関するマニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。」</p> <p>(修正後)</p> <p>「顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。」</p> <p>(事務リスク管理態勢 . 2. 営業店の役割)</p> <p>(修正前)</p> <p>「顧客管理の方法等に関するマニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。」</p> <p>(修正後)</p> <p>「顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。」</p>
<p>〔事務リスク管理態勢 - - 2〕</p> <p>「顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか」とあるが、各営業店で記録の作成、保存を行っている場合に適用され、本部(本社)にて当該業務を実施している場合は、適用されないとの理解で良いか。(生命保険協会)</p> <p>(4) に「顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。」とあるのを、「顧客の本人確認に関</p>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり追記した。</p> <p>「なお、本部において、各営業店で作成された顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に関する記録が保存されている場合には、各営業店から本部にそれらの記録が確実に移送され、本部において適切に保存されているかを検証する。」</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに作成しているか。」と変更していただきたい。(事務部門もしくはホストオンラインにて適正に保管・管理されており、営業店での保管は行っていない。)(日本損害保険協会)</p>	
<p>保険募集</p>	
<p>〔全体〕</p> <p>責任体制の確立の検証について、金融機関が、それぞれの規模や特性に応じて、保険業法の精神に則した適正な募集体制の構築に努めることが重要なのであり、実際の検査にあたり機械的・画一的な運用に陥らぬよう留意していただきたい。(全国地方銀行協会)</p>	<p>金融機関は、規模の大小を問わず、リスクのある商品を販売するに際し顧客に対する適切かつ十分な説明を行う必要があるが、責任体制については、金融機関の規模や特性に応じて合理性、実効性のあるものであればよいと考える。検査に当たっては、こうした観点から、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮することとしている。なお、検査マニュアルの機械的・画一的な適用の防止については、これまでも検査立入前、立入中、立入後において重層的に諸施策を講じてきたところである。</p>
<p>〔事務リスク管理態勢 - 〕</p> <p>「口.保険商品のリスク等について顧客に対する適切かつ十分な説明及び運用状況等の情報提供」の中の「及び運用状況等の情報提供」を削除していただきたい。(全国銀行協会)</p> <p>「運用状況等の情報提供」については削除すべきである。(第二地方銀行協会)</p>	<p>保険業法施行規則第53条第1項第6号において、「第74条第1号の保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面を交付するための措置」と規定されているが、保険契約者に対する情報提供は保険募集人ではなく、保険会社が直接行っても差し支えないものであると考える。しかしながら、法令の趣旨からすれば、保険募集人又は保険会社が保険契約者に対し確実に情報提供を行わなければならない、保険募集人と保険会社が連帯してその義務を負っているものであることから、削除することは適当でないとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>〔事務リスク管理態勢 - 〕</p> <p>(6) ロ. に、「保険商品のリスク等について顧客に対する適切かつ十分な説明及び運用状況等の情報提供」との記載がある。本項目は、「金融検査マニュアル」に係るもので「保険検査マニュアル」に直接関わるものではないが、ここでいう「運用状況等の情報提供」とは、変額保険を念頭に置いたものと考えられることから、ここにはいわゆる「損保年金」（予定利率保証型商品）が含まれないことを確認したい。その旨の文言追加がなされることが望ましい。(日本損害保険協会)</p>	<p>ここでいう「運用状況等の情報提供」を行う保険契約は、保険業法施行規則第74条第1号の保険契約である。</p>
<p>公的管理金融機関</p>	
<p>〔自己査定 - 1 - (1)、自己査定 - 1 - (11) - 、償却・引当 - 1 〕</p> <p>特別公的管理銀行に代わる存在である「特別危機管理銀行」の取扱は仕組上、存在し得るため、当該条文に織り込むべきではないか。(全国銀行協会)</p> <p>金融再生プログラムにいう特別支援金融機関(預金保険法第102条)に対する債権についても非分類債権としてよいか。(生命保険協会)</p>	<p>現在のところ「特別危機管理銀行」、「特別支援金融機関」は存在していないうえ、今後、当該金融機関が存在した場合も、回収の危険性に応じ個別に検討し判断するものである。</p>
<p>〔自己査定 - 1 - (1)、自己査定 - 1 - (11) - 、償却・引当 - 1 〕</p> <p>預金保険法附則第16条第2項による「被管理金融機関」は、平成14年3月31日をもって終了しており、現在は存在しないのではないか。(全国信用金庫協会)</p>	<p>「被管理金融機関」については、現在も2金融機関存在している。</p>
<p>〔自己査定 - 1 - (1)、償却・引当 - 1 〕</p> <p>備考で記載されている「預金保険法附則第16条第2項」と備考本文(被管理金融機関の定義)との関係が不明瞭。(全国銀行協会)</p>	<p>現存している「被管理金融機関」については、預金保険法附則第16条第2項の認定が行われ、預金等負債の全額保護が確保されていることから非区分、非分類債権として差し支えないものとして備考欄に記載したものである。</p>
<p>更生計画等認可後の債務者区分</p>	
<p>〔1 - (3) - 〕</p> <p>更生計画、再生計画認可決定先の債務者に対</p>	<p>ご指摘のようなケースは、債務者の実態に変</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>する更生債権・再生債権は債務者区分が破綻懸念先・要注意先であったとしても金融再生法における開示債権上は破産更生債権とする必要があるか。(全国銀行協会)</p> <p>会社更生法、民事再生法適用債務者で債務者区分を破綻懸念先に変更可能な場合は、リスク管理債権等の開示債権の開示区分も変更して差し支えないか。(日本損害保険協会)</p>	<p>化が生じていると思われるが、開示上の区分の判断は法令に則り判断するものとする。</p>
<p>〔一般〕</p> <p>債務者区分上の「破綻先」と保険業法施行規則第59条の2(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)第1項第5号口(所謂「リスク管理債権」)の「破綻先債権」との定義が異なることとなるとの理解でよいか。(生命保険協会)</p>	<p>「破綻先」とは、「法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者」であり、「破綻先債権」とは、「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金。」であり、それぞれ定義は異なるものとする。</p>
<p>〔1 - (3) - 〕</p> <p>「更生計画等の認可決定が行われている債務者」が要注意先として認められる要件として、「更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分が原則として概ね5年以内に正常先(中略)となる計画であり、かつ、更生計画等が概ね計画通りに推移すると認められること」とされているが、更生計画が認可されたこと自体が「更生計画等が概ね計画通りに推移すると認められること」に該当することから、「かつ」以下は不要ではないか。(全国銀行協会)</p>	<p>認可決定後、必ずしも終結決定に至っていないことから、概ね計画通りに推移すると認められるかとの実現可能性の判断基準を設けたものである。なお、実現可能性の判断基準については、再建計画の具体的な内容に応じて、計画期間の長短、計画の進捗状況、個々の企業等の業況・特性等を十分に考慮し総合的に判断することが必要であり、画一的な基準を設けることは適当でないとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「更生計画等が概ね計画どおりに推移すると認められる」とは、例えば民事再生法で言えば、再生計画の発効（裁判所の認可）をもって、当該計画が、当初は妥当であるものと認められると理解してよろしいでしょうか。（全国労働金庫協会）</p> <p>要注意先と判断できる要件として「更生計画等が概ね計画どおりに推移すると認められること」とされているが、これは「概ね5年以内で正常先となる」蓋然性の高い更生計画等が策定されたことのみで足りるとの理解でよいか。（生命保険協会）</p>	
<p>〔 1 - (3) - 〕</p> <p>「一定期間」とは概ねどの程度の期間を指すのか。例示していただきたい。（全国信用金庫協会）</p> <p>「概ね計画どおり」とは、どの程度を指すのか、明記していただきたい。（全国信用金庫協会）</p> <p>「一定期間」について、妥当と認められる最低期間等の目安あるいは考え方を例示していただきたい。（全国労働金庫協会）</p> <p>「更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合」について、「一定期間」や「概ね計画以上」、「概ね計画通り」とは具体的にどの程度のレベルと理解すればよいか。（生命保険協会）</p>	<p>実現可能性の判断基準については、再建計画の具体的な内容に応じて、計画期間の長短、計画の進捗状況、個々の企業等の業況・特性等を十分に考慮し総合的に判断することが必要であり、画一的な基準を設けることは適当でないと考えます。</p>
<p>〔 1 - (3) - 〕</p> <p>「更生計画等の認可決定が行われた債務者」について破綻懸念先や要注意先として認められる要件が示されているが、「認可決定後は原則、破綻懸念先」との表現となっており、従来の「破綻懸念先」の概念からみて違和感あり。「認可決定後は『破綻先』の判断は不要であり、各債務者区分の判断基準に応じて区分</p>	<p>検査マニュアルにおける「破綻懸念先」の自己査定結果の正確性の検証の記述においても「一定要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。」としているところであり、法的再建手続の場合と私的</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>して差し支えない」との表現が適当ではないか。(全国銀行協会)</p>	<p>再建手続の場合との整合性を図ったものである。</p>
<p>[ 1 - (3) - ] 住宅ローン債務者が住宅資金特別条項を定めた個人版民事再生法を申立て、再生計画の認可決定が行われた場合、住宅ローン債権者は債権の減免、放棄を一切することなく全額回収が見込めるため、当該債務者は「破綻懸念先」ではなく「要注意先」(原契約の貸付条件を変更した場合には「要管理先」と判断して問題ないか。(生命保険協会)</p>	<p>再生計画が合理的であり、その実現可能性が高いものについては、要注意先と判断して差し支えないものとする。なお、要注意先に上位遷移した債務者の債権の全部又は一部が要管理債権であれば「要管理先」となるものとする。</p>
<p>[ 1 - (3) - ] 「当該債務者は要注意先と判断して差し支えない」について、「要管理先」と「その他要注意先」の区分は、通常基準(1.(3))に基づいて区分されるのか、或いは全て「要管理先」又は「その他要注意先」に区分されるのかを確認したい。(生命保険協会)</p>	<p>ここでいう要注意先については、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者であれば「要管理先」に区分され、そうでなければ「その他要注意先」に区分されることになる。</p>
<p>[ 1 - (3) - ] 「再建支援」の定義を明記していただきたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口を参考にして頂きたい。</p>
<p>[ 1 - (3) - ] 改定案では「会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定」とされているが、本件には「旧和議法の認可決定」も含まれるとの理解でよいか確認したい。(全国銀行協会)</p>	<p>「会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定」とされているが、本件には「旧和議法の認可決定」も含まれる。</p>
<p>[ 1 - (3) - ] 民事再生法の中には清算型があるが、この場合は計画の認可決定が行われていても債務者区分としては破綻先と考えるべきか。(全国銀行協会)</p>	<p>清算型であっても、会社を分割し、分割した会社に債権債務を移管した後、元の会社は整理し、分割した会社を存続させ、再建計画に則って債務を返済していくものなど、完全に整理・清算するものでないのであれば、再建計画に関わる債務者を一体として債務者区分を行い、再生計画の合理性や実現可能性に応じて破綻懸念先又は要注意先と判断して差し支えない。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>〔 1 - (7) - 〕</p> <p>改定案では、「更生計画等の認可決定が行われた債務者」に対する債務者区分の考え方が整理されているが、これらの改定が行われた場合、分類や開示等に関してどのように考えるか、併せて整理いただきたい。(以下は、現状想定される疑問点等を列挙したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画履行後最終カットされる部分は、債務者区分を破綻懸念先または要注意先に見直した場合でも 分類とすべきか。または 乃至 分類として差し支えないか。</li> <li>・ 更生担保権・別除権が存在している場合、債務者の再建計画(損益計画)等が順調に推移していたとしても、「担保評価」に二次ロス(含み損)発生懸念が生じた場合は、更生担保権・別除権見合いの貸出金は回収懸念( 分類)が生じると考えるのか(又は要注意先であることの趣旨から二次ロスが確定するまで 分類のままとしてよいのか)。</li> <li>・ 更生債権・再生債権等の5年超の弁済予定分は、債務者の再建計画(損益計画)等が順当に推移していたとしても、引き続き 分類相当額と捉えるべきなのか。</li> <li>・ (従来 分類としていた債権を 乃至 分類とする場合、) 税務上の取扱いと自己査定資産分類の考え方が一致しない場合があると考えて差し支えないか。</li> </ul> <p>(全国銀行協会)</p> <p>「更生計画等認可決定が行われた債務者については、破綻懸念先と判断して差し支えない」とされており、破綻懸念先は 分類までしかないことから、「5年超の返済部分を 分類」とすべきである。(第二地方銀行協会)</p> <p>更生計画等認可後の「破綻懸念先と判断した債務者」の更生担保権、一般更生債権については、更生担保権及び認可決定後5年間の弁済予定額は 分類、それ以外は 分類となる</p>	<p>パブリック・コメントに付した改訂案においては、「なお、更生計画等の策定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画どおり推移している場合(例えば、売上高等及び当期利益が更生計画等に比して概ね8割以上確保されている場合)で、当該債務者の債務者区分及び分類の見直しを行っている場合は、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。」との記述を削除することとしていたが、貴見等を踏まえ次のとおり修正した。</p> <p>「なお、更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分及び分類の見直しを行っている場合は、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。」</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>ことで良いか（もしそうであれば、破綻懸念先債権の分類基準 1.(7) に記載しては如何か）。（生命保険協会）</p> <p>1.(3) において「更生計画等の認可決定が行われた債務者は、破綻懸念先と判断して差し支えない」と改訂されている。一方、1.(7) の実質破綻先及び破綻先に対する債権の分類基準の「自己査定基準の正確性の検証」八(ロ) においては、「...、更生計画の認可決定が行われた日から5年以内の...」とあり、破綻懸念先と判断できる債務者についての記述がある。この前後項目も含め、八(イ)～(ハ) については認可決定が為されていない債務者について適用すると考えてよいか（認可決定前の計画での予定上の更生担保権、一般更生債権、斬捨債権で考えて良いか）。（生命保険協会）</p>	
<p>不動産担保</p>	
<p>〔 1 - (4) - 〕</p> <p>現状の建物登記内容のままでは、利用価値の把握のための基礎的データが容易に入手できないことから、正確さの不足する担保評価額が多く出現すると思われるので、担保評価額に従来の土地本位制の時代の掛け目70%をそのまま使用することは問題である。「利用価値の正確な把握のための適切な資料が使われている場合は土地建物の掛け目は70%」というような条件付の表現とすべきと思われる。（個人）</p>	<p>担保掛け目を乗じるのは、担保評価額と処分可能見込額との間に生じる格差を考慮する必要があるからであり、担保評価額の正確性なども加味して70%の掛け目を設けているものである。したがって修正することは適当でないと思う。</p>
<p>〔 1 - (4) - 〕</p> <p>不動産鑑定士補も不動産の鑑定評価を行なうことができるので、「不動産鑑定士」には、不動産鑑定士補も含むことを明記すべきである。（日本不動産鑑定協会）</p> <p>不動産鑑定士補でも鑑定評価書の提出は可能ですので、「不動産鑑定士等」とすべき。（法人）</p>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり修文した。</p> <p>（修正前） 「直近の不動産鑑定士による鑑定評価額...」 「なお、不動産鑑定士による鑑定評価額...」</p> <p>（修正後） 「直近の不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）による鑑定評価額...」 「なお、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>[ 1 - (4) - ]</p> <p>「鑑定評価の前提条件等や売買事例を検討するなどにより、必要な場合には、所要の修正を行っているかを検証する」に修正いただきたい。(理由：所要の修正が必要であるかどうかは、前提条件・売買事例を検討することにより判明するものであり、左記文章の表現と実務の流れが不一致であるため。)(全国銀行協会)</p> <p>「債権保全という性格を十分考慮する観点から、必要な場合には、鑑定評価の前提条件等や売買事例を検討するなどにより、所要の修正を行っているかを検証する。」について、「所要の修正」の対象が明確でないので、その前に「当初の担保評価額に対して」を挿入することが必要であると思います。(国土交通省)</p>	<p>による鑑定評価額...」</p> <p>貴見のとおり修正した。</p> <p>(修正前)</p> <p>「<u>必要な場合には、</u>鑑定評価の前提条件等や売買事例を検討するなどにより、所要の修正を行っているかを検証する」</p> <p>(修正後)</p> <p>「鑑定評価の前提条件等や売買事例を検討するなどにより、<u>必要な場合には、当該担保評価額に</u>所要の修正を行っているかを検証する」</p>
<p>[ 1 - (4) - ]</p> <p>「必要な場合」とはどのような場合か、具体的にお示しいただきたい。(正式な不動産鑑定評価に対し、前提条件等や売買事例を検討して修正を加えなければならない場合としては、鑑定評価が現状の処分価格ではなく「開発後」等の条件付価格となっている場合や、評価後に参考となる近隣売買事例が具体化した場合が考えられる。)(全国銀行協会)</p> <p>「...必要な場合には、鑑定評価の前提条件等や...」の箇所について、土壌汚染を考慮外とする鑑定評価を行う場合があること、及び一定の条件下における浄化費用の積算見積りを前提とした鑑定評価を含んでいると解されるが、この解釈でよいか。(法人)</p> <p>「...所要の修正を行っているかを検証する。」の箇所について、不動産鑑定評価書において、土壌汚染が考慮外とされている又は一定の条件下における浄化費用が考慮されている場合において、その条件の妥当性又は内容の信頼性如何によっては「所要の修正を行うことが必要な場合」に該当すると解されるが、この</p>	<p>処分可能見込額とは、担保処分により確実に回収できると見込まれる額であり、鑑定評価額が、担保評価額(時価)として適切であっても処分可能見込額とならない場合に修正を行う必要がある。「必要な場合」を網羅的に示すことは困難であるが、例えば、ここでお示し頂いたケースは、必要な場合に該当するものとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>解釈でよいか。(法人)  「必要な場合」とは、どのような場合か。例示していただきたい。(全国信用金庫協会)</p>	
<p>[ 1 - (4) - ]  「不動産鑑定士による鑑定評価額」と「裁判所による最低売却価格」は、価格水準やその求め方等に関して大きく異なっており、いわば2つの異質な価格概念と理解されます。したがって、それぞれの価格の性格に即した取り扱い方を記述するためには、この2つの価格概念について別々の項目として記述することが適当と考えます。(国土交通省)</p>	<p>ご指摘のとおり両者の価格水準等は異なるが、検査マニュアルでは、それぞれについて精度が十分高いため「処分可能見込額と取り扱って差し支えない」としており、自己査定 of 正確性の検証のためには、これらの記述で十分検査マニュアルの目的を達することができる。と考える。</p>
<p>[ 1 - (4) - ]  本文章の前後関係等から「当該価格」は「担保評価額」を指しているものと理解できませんが、これが「鑑定評価額」と誤解されるような混乱を避けるため、「当該価格」に代わって「担保評価額」と明瞭に記述することが必要であると思います。(国土交通省)  「当該価格を処分可能見込額と取り扱って差し支えない」は「当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えない」とすべきである。(日本不動産鑑定協会)</p>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり修正した。  (修正前)  「当該価格を処分可能見込額と取り扱って差し支えない」  (修正後)  「当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えない」</p>
<p>[ 1 - (4) - ]  債権が不良債権となった場合には、不明な事項についての判断や、債務者が破綻したことを考慮した市場性について考慮する必要があると考えられる。所要の修正は、鑑定評価額のみならず、裁判所による最低売買価格及びイの担保評価額に乗ずる掛け目、ロの担保評価額についても同様に必要と考える。(日本不動産鑑定協会)</p>	<p>イ. の場合は、合理的な掛け目のなかに反映され、ロ. の場合は、処分実績に反映されることから担保評価額に所要の修正を行う旨の記載は不要なものとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>[ 1 - (4) - ]</p> <p>不動産鑑定士による「鑑定評価額」には、「簡易な方法で評価を行ったものは含まない」との記載があるが、正式な本鑑定のみが対象となり、一般的に「簡易鑑定」(一件あたり7万～10万円程度)と称されているものは含まれないとの解釈でよいか確認させていただきたい。(日本損害保険協会)</p>	<p>ご指摘のようなケースは「簡易な方法で評価を行ったもの」に該当するので、「鑑定評価額」には含まれないとの解釈でよいものと考えます。</p>
<p>[ 1 - (4) - ]</p> <p>「鑑定評価額」の注意書きに記載のある「簡易な方法」とは具体的にどのようなものを指すか。(生命保険協会)</p> <p>「簡易な方法で評価を行ったものは含まない」とあるが、具体的にどのような評価方法を対象としているのか(不動産鑑定士による簡易鑑定もここでいう「簡易な方法」に含まれてしまうのか)。(全国信用金庫協会)</p> <p>「簡易な方法」とは具体的にどのようなレベルでの方法か。(法人)</p>	<p>「不動産の鑑定評価に関する法律」に基づき「不動産鑑定評価基準」にそって適正な手続きを経た評価以外のものをいう。なお、不動産の種別・類型等により簡易な方法と判断されるものは異なるので、それらを網羅的にお示しすることは画一性排除の観点から適当でないと考えますが、例えば、上記のようなご指摘のケース(一般的に「簡易鑑定」と称されているもの)は、「簡易な方法」に該当するものと考えます。</p>
<p>[ 1 - (4) - ]</p> <p>「簡易な方法で評価を行った鑑定評価額」に適正な掛目を乗じた金額を処分可能見込み額として採用して差し支えないか。(生命保険協会)</p>	<p>そのような理解でよいものと考えます。</p> <p>なお、「簡易な方法で評価を行った鑑定評価額」であっても、マニュアル(4)口に記載のとおり、精度が高いことについて合理的な根拠があれば担保評価額を処分可能見込額とすることができる。</p>
<p>審査管理</p>	
<p>[ - 2 ]</p> <p>本記述の内容については、疑問を感じる。どうしてもチェックリストとして織り込むのであれば、「...周知徹底を図り、そのための研修等(OJTを含む)を行なっているか」とすべきである。(全国信用金庫協会)</p>	<p>健全な事業を営む融資先に資金の円滑な供給を行うことは金融機関の責務であるとの観点から、審査管理部門の役割として健全な事業を営む融資先の技術力・販売力等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しすぎていないか、検証項目として盛り込むこととしたものである。</p> <p>重要なことは、営業推進部門がそれらを適切</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>に実行するように周知徹底を図ることであり、それを遂行するための方策は、各金融機関の経営判断により創意工夫して実施すべきものとする。</p>
<p>〔 - 2 〕 「さらに、審査管理部門が、営業推進部門に対して、...検証しているか」とあるが、融資の否決案件について別冊ファイルに綴じ込み管理する程度で足りるのか。例示を示していただきたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>重要なことは、審査管理部門が実効性のある検証を行うことであり、その検証方法は、各金融機関の経営判断により創意工夫して実施すべきものとする。</p>
<p>デット・エクイティ・スワップ</p>	
<p>〔 2 - (3) - 〕 同報告は実行時における取得価額に係るものであり、実行後の取扱いについては、別途検討中であることから、「適正に算定されているかを検証する」とすべきと考えられる。(全国銀行協会)</p>	<p>貴見のとおり修正した。 (修正前) 「...適正に評価されているかを検証する。」 (修正後) 「...適正に算定されているかを検証する。」</p>
<p>退職給付引当金</p>	
<p>〔 2 - (3) 〕 退職給付引当金は「信用リスク」とは関連性がないものと思われるが、「信用リスク」部分に位置付けられているのはなぜか。(生命保険協会) 当該引当金は大項目「信用リスク」の中に位置付けるべきではない。例えば、「事務リスク」の項目内に移すか、または、金融機関に特有の問題ではないため、削除すべき。(全国銀行協会) 「退職給付引当金」は、「会計基準に従った引当」を求めるものにすぎず、「信用リスク」とは全く関係のないものであることから、(3)全体を削除することが適当と考える。(日本損害保険協会)</p>	<p>貴見等を踏まえ、当該記述の挿入する部分を「償却・引当に関する検査について」の検証項目から「自己資本(ソルベンシー・マージン)比率等に関する検査について」に移動することとし、次のとおり修正した。 「退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)及び「退職給付会計に関する実務指針」(平成11年9月14日日本公認会計士協会)に基づき、適切に負債の部(前払年金費用となる場合は資産の部)に計上されているか。また、退職給付債務のうち未認識額の将来収益への影響を把握し、必要に応じ取締役会等の適切な認識・行動、経営計画・アクチュアリーレポート・税効果スケジュール等の関連見込数値の整合性、割引率・期待収益率・残存期間の妥当性等を検証する。」</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>〔 2 - (3) 〕  「未認識額の将来収益への影響を把握し、必要に応じ取締役会等の適切な認識・行動」がとられているかとは、将来の利益予測等に未認識の数理差異額等を適切に反映した収支見込に基づいた経営判断を行なっているかどうかを検証するとの理解でよろしいでしょうか。(全国労働金庫協会)</p>	<p>一般論として「取締役会等の適切な認識・行動」の部分に関しては、そのような理解でよいものと考えます。</p>
<p>〔 2 - (3) 〕  「税効果スケジュール等」の数値とは、税務上有税となる部分の解消可能性についての見込のことと理解してよろしいでしょうか。(全国労働金庫協会)</p>	<p>一般論として「税効果スケジュール」の部分に関しては、そのような理解でよいものと考えます。</p>
<p>〔 2 - (3) 〕  「アクチュアリーレポート」とは、年金数理人が作成する退職給付債務計算に関する「計算結果報告書」等のことと理解してよろしいでしょうか。また、その場合、具体的にはどのような事項が検証されるのでしょうか。(全国労働金庫協会)</p>	<p>一般論として「アクチュアリーレポート」に関しては、そのような理解でよいものと考えます。  「アクチュアリーレポート」については、必要に応じ経営計画の関連見込数値との整合性、割引率・期待収益率・残存期間の妥当性等を検証する必要があるものと考えます。</p>
<p>〔 2 - (3) 〕  「償却・引当結果の適切性の検証」については、具体的にどのような点を検証されようとしているのか例示していただきたい。(全国労働金庫協会)</p>	<p>必要に応じ経営計画・アクチュアリーレポート・税効果スケジュール等の関連見込数値の整合性、割引率・期待収益率・残存期間の妥当性等を検証する必要があるものと考えます。</p>